

岡山市からのお知らせ

商工業者 向け

岡山市コロナ対応事業者応援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している 岡山市内中小・小規模事業者へ、応援金(給付金)を支給します。

【支給額】

① 20万円 対象者:中小企業者(小規模事業者を除く)

②10万円 対象者:小規模事業者

【支給対象者】

以下の(1)~(3)のいずれにも該当する事業者

- (1)主たる事業所が岡山市内にある中小企業者又は小規模事業者
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月、2月または3月のいずれか1か月 (以下、対象月という)の売上が令和元年(平成31年)又は令和2年の同月(以下、基準月という)比で、30%以上減少していること。
- (3)今後も事業を継続する意思があること。

※事業収入又は不動産収入が総収入の過半を占めていること(副業でないこと)。

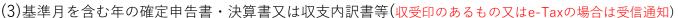
- ※国の「一時支援金|又は県の「岡山県飲食店等一時支援金|と重複して受給することができます。
- ※中小企業者・小規模事業者の定義は裏面を確認してください。
- ※1事業者1回限りの申請です。再度支給申請することはできません。
- ※支給申請書別紙「誓約・同意書」の記載内容を遵守していただきます。

【申請手続き】

新型コロナ対策のため、申請は郵送のみの受付となります。

持参した場合、受付はできませんのでご注意ください。

- ※封筒に「岡山市コロナ対応事業者応援金支給申請書在中」と朱書きしてください。
- (1)岡山市コロナ対応事業者応援金支給申請書
- (2)対象月の売上高がわかるもの(売上台帳・試算表など)



- (4)振込口座の写し(通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方をA4用紙に印刷)
- (5)本人確認書類の写し(個人事業主の場合) (A4用紙に印刷)
- (6)誓約・同意書(岡山市コロナ対応事業者応援金用)

※平成31年(令和元年)又は令和2年に開業した個人事業主で、申請書おもて面の「2.売上減少率」②記載にあたり※2、※3による場合は、開業届控えの写し(収受印のあるもの)も必要です。 ※申請様式は岡山市及び下記問合せ先のホームページよりダウンロードできるほか、岡山市の本庁舎、各区役所、支所、地域センター及び各申請先で配布します。

【問合せ・郵送先】

岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会瀬戸支所(連絡先は裏面参照)

【申請期間】 令和3年5月17日(月) ~ 令和3年7月30日(金)(消印有効)



岡山市コロナ対応 事業者応援金HP

◎本応援金制度における中小企業者と小規模事業者の定義

支給対象となりうる者 (令和2年12月末までに開業している事業者が対象)

- ○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)
- ○個人事業主 (商工業者であること・副業ではないこと)
- ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人
- (1) 法人税法上の収益事業 (法人税法施行令第5条に 規定される34事業)を行っていること
- (2) 認定特定非営利活動法人でないこと

支給対象にならない者

- 〇法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する 公共法人
- ○協同組合等の組合 ○任意団体 等
- ○宗教上の組織又は団体、政治団体
- ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する性 風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 13 項に規 定する接客業務受託営業を行う事業者
- ○応援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が 認める事業者
- ○※1 医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、(病院・助産所等を個人名義で開設している)医師、歯科医師、助産師
- ○※2 個人農林漁業者及び農事組合法人

※1)については、コロナ対応事業者応援金(医療法人向け)で、※2)については、同応援金(農林漁業者向け)で対象となります。

業種分類表 (申請書の「業種」欄に(ア)~(サ)の記号と具体的な事業内容を記入してください。)		小規模事業者	中小企業者 (左記の小規模事業者に該当する者を除き、 下記のいずれかを満たすこと)	
区分	事業分類	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数	資本の額又は 出資の総額
商業	(ア)卸売業	0人~5人	6人~100人	1億円以下
	(イ)小売業・飲食業		6人~50人	5千万円以下
サービス業	(ウ)サービス業(娯楽業・宿泊業、ソフトウェア業・ 情報処理サービス業を除く)		6人~100人	
	(工)娯楽業	0人~20人	21人~100人	
	(オ)宿泊業(旅館業を除く)			
	(力)旅館業		21人~200人	
	(キ)ソフトウェア業・情報処理サービス業	0人~5人	6人~300人	
製造業	(ク)製造業(ゴム製品製造業を除く)	0人~20人	21人~300人	3億円以下
	(ケ)ゴム製品製造業(①②を除く)		21人~900人	
	(コ)①タイヤ・チューブ製造業(自動車・航空機用) ②工業用ベルト製造業		21人~300人	
その他	(サ)建設業・運輸業・不動産業・保険業・その他の業種			

※代表者、役員、パートを除く

問い合わせ先・郵送申請先(問い合わせ時間:平日午前9時から午後5時)

対象所在地	お問い合わせ先・申請先	住所	連絡先
岡山市のうち下記以外の地域	岡山商工会議所	〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15	086-232-2255
御津地区、一宮地区、津高地 区、上道地区、建部地区	岡山北商工会	〒709-2121 岡山市北区御津宇垣1630-1	086-724-2131
吉備地区、高松地区、足守地 区	岡山西商工会	〒701-0153 岡山市北区庭瀬488-6	086-293-0454
藤田地区、妹尾地区、福田地 区、興除地区、灘崎地区	岡山南商工会	〒701-0221 岡山市南区藤田564-131	086-239-4510 (086-296-0765)
瀬戸地区(旧 赤磐郡瀬戸町)	赤磐商工会 瀬戸支所	〒709-0861 岡山市東区瀬戸町瀬戸91-15	086-952-0323

「岡山市コロナ対応事業者応援金」の不正受給は犯罪です!